

令和2年12月23日

神奈川県カラオケボックス協会 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では12月15日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、特措法第24条9項に基づき12月17日までとされていた横浜市内及び川崎市内の酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対する22時までの時短営業の要請を、令和3年1月11日まで延長することを決定しました。

貴協会には同日付で依頼しているところですが、現時点で未だご協力いただけていない店舗がある状況です。

既に時短営業にご協力いただいている店舗につきましては、引き続きの対応をお願いします。まだ、ご協力いただけていない店舗については、要請の趣旨をご理解いただき、改めてご協力いただきますよう周知をお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料・動画
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>
- ・県民や事業者の皆様に対する要請内容について
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>
- ・感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室
企画調整グループ 危機管理担当
電話 045 (210) 1111 内線 3465～3467

5時～22時までの時間短縮営業に ご協力をお願いします

神奈川県では、横浜市内、川崎市内にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、令和2年12月18日～令和3年1月11日まで、5時～22時までの時間短縮営業を要請しています。

感染拡大防止のため、皆さまの御協力をお願いします。

また、店内では、

M ⇒ 適切なマスクの着用

A ⇒ アルコール消毒

S ⇒ アクリル板などでしゃへい

K ⇒ 距離と換気、加えて冬は加湿

の徹底をお願いします。

問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 0570-056774

(協力金に関すること ⇒ 音声案内9番)

時短要請の内容に関すること ⇒ 音声案内2番)